

社会保障・税に関わる番号制度における個人情報保護方策について **要綱に盛り込むべき事項**

第1 国民の懸念への対応

社会保障・税に関わる番号制度（以下「番号制度」という。）の実施に伴い、国民の間には、

- ① 国家により個人の様々な個人情報が「番号」をキーに不正に名寄せ・突合されて一元管理されるのではないかとといった国家管理への懸念
- ② 「番号」を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合により、集積・集約された個人情報が外部に漏えいし、又は集積・集約された個人情報によって、本人が意図しない形の個人像が構築されたり、特定の個人が選別されて差別的に取り扱われたりするのではないかとといった懸念
- ③ 番号制度の当面の利用範囲が社会保障及び税分野とされていることから、「番号」や個人情報の不正利用等により財産的被害を負うのではないかとといった懸念

が生じるのではないかと指摘されている。

これらの懸念に適切に対処し、国民に安心して番号制度を利用していただくため、情報連携基盤を通じた個人情報のやり取りにおいて「番号」そのものは用いないこととするなどシステム上の安全措置を講じるほか、以下のとおり、法制度上の措置として、目的外利用・提供等の制限等の規定を設け、番号制度における個人情報保護の観点から不当な行為を禁止するとともに、特に国家管理への懸念に対処するため、国民自らが個人情報へのアクセス記録等を確認する制度を法的に担保し、更に情報システムの導入等に伴って個人情報へ及ぼされる影響を事前に評価し、その保護のための措置を講ずる仕組みを整えておく必要がある。

その上で、上記の制限等が遵守されているか、番号制度において個人情報適切に取り扱われているか、システムが適切に稼働しているかなどといった点を、行政機関等から独立した第三者的立場で、監督する第三者機関を設け、問題事例の発生を未然に防止するとともに、いったん問題事例が発生した場合にも、早期かつ適切に対処できるようにするほか、違法性の高い事案に対処するための罰則を整備し、より一層高度な個人情報保護を図ることとする。

(注) 「番号」とは、番号制度の導入に伴い、新たに国民一人ひとりに付番される見える番号をいう。

第2 目的外利用・提供等の制限等

1 情報保有機関（注1）に対する目的外利用・提供等の制限

- （1） 情報連携基盤を用いることができる事務の種類、提供される個人情報の種類及び提供先等を逐一法律又は法律の授權に基づく政省令（注2）で規定することで、番号制度の利用範囲・目的を特定することとする。
- （2） なお、対象となる個人情報のうち、あらかじめ本人の同意を得て情報連携（注3）する必要がある個人情報については、その旨法律又は法律の授權に基づく政省令に記載することとする。
- （3） 情報保有機関は、上記（1）の事務に該当しない場合であっても、著しく異常かつ激甚な非常災害への対応など特別の理由がある場合、第6の1（1）の委員会の許可を受ければ、情報連携基盤を通じた情報連携ができることとする。

（注1） 情報連携基盤と接続され、これを用いて情報連携を行う行政機関、地方公共団体及び関係機関（日本年金機構等の独立行政法人等個人情報保護法第2条第1項に規定される独立行政法人等をいう。）をいう。

（注2） 技術的・細目的事項等について政省令に委任することが考えられる。

（注3） 情報連携とは、情報保有機関が、情報連携基盤を通じて、他の機関に情報を提供することをいう。

2 閲覧、複製、保管等の制限

- （1） 行政機関、地方公共団体又は関係機関の職員等（職員等には労働者派遣法に規定する派遣労働者を含む。以下同じ。）は、職務の用以外の用に供する目的で、「番号」に係る個人情報（注）を閲覧し、複製し、又はこれが記録されたデータベース等を作成してはならないこととする。

（注） 「番号」に係る個人情報とは、「番号」及び情報保有機関において、「番号」に紐づけられて保有され、情報連携基盤を通じた情報連携の対象となる社会保障及び税分野の個人情報をいう。この個人情報については、前記のとおり、法令により具体的に特定されることとなる。
- （2） 法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者（注）又はその従業者等（従業者等には労働者派遣法に規定する派遣労働者を含む。以下同じ。）は、正当な理由なく、「番号」に係る個人情報が記録されたデータベース等を作成してはならないこととする。

（注） 現時点では、金融機関、健康保険組合及び源泉徴収義務者たる事業者等が考えられる。
- （3） 業務により「番号」を知り得た事業者（法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業により知り得た「番号」を除く。）（注）又はその従業者等は、当該「番号」を文書、図画又は電磁的記録に記録して保管して

はならないこととする。

(注) 「番号」が券面に記載されているＩＣカードを本人確認書類として用いた事業者が考えられる。

なお、「番号」は、ＩＣカードの裏面に記載するなど、「番号」ができるだけ複写されない措置を検討する。

- (４) 地方公共団体の職員等又は「番号」を取り扱う事業者（注１）若しくはその従業者等は、業務に関して知り得た「番号」に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこととする（注２）。

(注１) 法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者及び業務により「番号」を知り得た事業者をいう。

(注２) 行政機関及び関係機関の職員等については、既に、それぞれ行政機関個人情報保護法第７条、独立行政法人等個人情報保護法第８条に同様の規定がある。

- (５) 行政機関、地方公共団体、関係機関及び法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者以外の者は、何人も、業として、「番号」の記録されたデータベース等を作成してはならないこととする。

3 告知要求の制限

何人も不当な目的で「番号」の告知を求めてはならないこととする（注）。

- (注) 法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業以外に、他人の「番号」を知り得る業務としては、現在行われている多様な本人確認手段の一つとして、改良される住民基本台帳カードを活用することとなる本ＩＣカードを用いた本人確認が想定されるところである。

この場合、本人確認を実施する事業者において、利用し得る本人確認書類の一つとしてＩＣカードを挙示すること等が、実質的に「番号」の告知要求にあたり得ることから、法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業以外に、一切の告知要求を禁止することは妥当でないと考えられる。

4 委託、再委託等に関する規制

- (１) 地方公共団体及び法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者による委託について、行政機関個人情報保護法又は個人情報保護法における規制と同様の規制を課すこととする。
- (２) 委託元となる行政機関、地方公共団体、関係機関又は法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者の許可又は明示の許諾を得なければ、「番号」に係る個人情報の取扱いの再委託、再々委託等を行うことはできないこととする。
- (３) 再委託、再々委託等を受けた者は、「番号」に係る個人情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならないこととする。

- (4) 再委託、再々委託等における受託業務の従事者等(従事者等には労働者派遣法に規定する派遣労働者を含む。以下同じ。)は、委託元の職員等又は従業者等と同様に前記2(1)又は(2)の義務を負うこととする。

5 守秘義務

行政機関、地方公共団体若しくは関係機関の職員等又は受託業務(再委託、再々委託等の場合を含む。)の従事者等は、職務に関して知り得た「番号」に係る個人情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならないこととする。

第3 「番号」の変更請求

「番号」を交付された者は、「番号」の変更を請求できることとする。
変更請求の要件等については、今後検討することとする。

第4 本人による個人情報へのアクセス及びアクセス記録の確認

1 本人による個人情報へのアクセスについて

- (1) 行政機関が保有する「番号」に係る個人情報のうち、不開示情報に該当しないことが事前に確定でき、かつマイ・ポータル上で開示を行っても事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがない情報については、マイ・ポータル上で開示できるものとする。地方公共団体が保有する「番号」に係る個人情報についても、当該地方公共団体の判断によりマイ・ポータル上で開示できるものとする。
- (2) 「番号」に係る個人情報のうち上記に該当しない情報についても、開示請求手続、訂正請求手続及び利用停止請求手続をマイ・ポータル上で行うことができることとする。

2 アクセス記録の確認について

- (1) 行政機関、地方公共団体及び関係機関による、情報連携基盤を通じた「番号」に係る個人情報のやりとりについて、その日時、主体、情報の種類、根拠などについて、国民自ら確認できる仕組みを設けることとする。
- (2) 行政機関個人情報保護法14条(注)に規定される除外事由を踏まえ、必要に応じて除外事由を設けることとする。
- (注) 独立行政法人等個人情報保護法は、行政機関個人情報保護法に準じてい

るため、行政機関個人情報保護法のみ引用する。

- (3) アクセス記録の確認は、本人確認を行ったうえで、マイ・ポータル上で行うほか、インターネット接続が困難な者等も確認できるようなその他の仕組みを設けて行うこととする。

第5 「番号」に係る個人情報の保護に関する事前評価

- (1) 「番号」に係る個人情報の適正な取扱いを担保するため、「番号」に係る個人情報の保護に関する事前評価（以下「情報保護事前評価」という。）を実施し、情報システムの構築又は改修が「番号」に係る個人情報へ及ぼす影響を評価し、その保護のための措置を講ずることとする。
- (2) 行政機関は、「番号」に係る個人情報を取り扱うシステムを開発又は改修する前に、情報保護事前評価を実施したうえで、その結果を第6の1(1)の委員会に報告し、その承認を受けるものとする。
- (3) 第6の1(1)の委員会は、行政機関、地方公共団体及び民間事業者が情報保護事前評価を実施する際のガイドラインを作成するものとし、情報保護事前評価の実施についての助言、指導等を行うことができることとする。ガイドラインには、情報保護事前評価を実施しなければならないシステムについての基準や、情報保護事前評価の実施方法、実施手順などを記載することとする。

(注) 番号制度開始と同時に運用に供される情報連携基盤等のシステムについては、第6の1(1)の委員会が設立される予定の2014年1月より前に開発が行われることが想定されるため、情報保護事前評価ワーキンググループ(仮称)にて情報保護事前評価の承認を行うこととする。

第6 第三者機関

1 設置等

- (1) 内閣府設置法第49条第3項の規定に基づいて、内閣総理大臣の所轄の下に、番号制度における個人情報の保護等を目的とする委員会(以下「委員会」という。)を置くこととする。
- (2) 委員会は、行政機関、地方公共団体、関係機関及び「番号」を取り扱う事業者(以下「監督対象機関等」という。)による「番号」に係る個人情報の取扱いの監督等を行うこととする。
- (3) 委員長及び委員は、内閣総理大臣が、両議院の同意を得て、これを任命することとする。

- (4) 委員には、地方公共団体の関係者を含めることとする。
- (5) 委員長は、緊急に対処すべき事態が生じた場合、必要があれば、いつでも委員会を招集できることとする。

2 権限等

委員会は、以下の権限を有することとする。

- (1) 委員会は、監督対象機関等に対し、「番号」に係る個人情報の取扱いについて、資料の提出及び説明等を求めることができることとする。
- (2) 委員会は、監督対象機関等による「番号」に係る個人情報の取扱いに関する苦情について、相談に応じ、調査することができることとする（注）。
 - (注) 委員会は、「番号」に係る個人情報の取扱いに関する苦情について、官に対するものと民に対するものとを問わず、その窓口となり、官民に対する各種の調査権限を駆使して調査を実施し、問題となる事象が判明した場合は、当該調査の対象となっている機関に対し、助言、指導、勧告等を行い、救済を図る。
- (3) 委員会は、「番号」を取り扱う事業者又は関係機関に対し、「番号」に係る個人情報の取扱いに関し、報告させ、職員に事務所等に立ち入り、関係する書類等を検査させ、関係者に質問させることができることとする。
- (4) 委員会は、行政機関及び地方公共団体の「番号」に係る個人情報(犯罪の捜査等一定の事由を目的として保有されている場合は除く。)の取扱いについて実地の検査をすることができることとする。
- (5) 委員会は、監督対象機関等に対し、必要な助言・指導をすることができることとする。
- (6) 委員会は、監督対象機関等が番号法(仮称)等の規定に違反した場合、監督対象機関等に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告することができることとする。
- (7) 委員会は、事業者及び関係機関が正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかったとき等は、その勧告に係る措置等をとるべきことを命じることができることとする。
- (8) 委員会は、地方公共団体の「番号」に係る個人情報の取扱いが法令の規定に違反していると認めるとき等は、内閣総理大臣に対し、地方自治法245条の5に基づき当該地方公共団体に対して違反の是正等のため必要な措置を講ずべきことを求めるよう勧告することができることとする。

- (9) 委員会は、行政機関において勧告に係る措置が速やかに実施されることが必要であると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該行政機関の長に対して当該措置の速やかな実施を求めるよう勧告することができることとする。
- (10) 委員会は、情報連携基盤（他の機関と接続する部分も含む。）を、その稼働前に監査するとともに、情報連携基盤を随時監査することとする。
- (11) 委員会は、行政機関に対し、情報保護事前評価の実施に関し助言・指導をすることができることとし、行政機関が提出する報告書を承認することができることとする。
- (12) 委員会は、番号制度又は同制度における個人情報保護のための方策に関する重要事項について内閣総理大臣に対して意見を述べるることができることとする。
- (13) 「番号」に係る個人情報の保護の普及啓発を行うこととする。
- (14) 所掌事務に係る国際協力を行うこととする。

第7 罰則

以下の行為又は者を処罰する罰則を創設し、必要に応じて国外犯処罰規定及び両罰規定を設けることとする。

今後、これらの罰則の更に具体的な構成要件及び法定刑並びに他の罰則の必要性について検討を進める。

1 行政機関、地方公共団体及び関係機関の職員等を主体とするもの

- (1) 行政機関、地方公共団体若しくは関係機関の職員等又は受託業務（再委託、再々委託等におけるものを含む。）の従事者等（以下「行政機関の職員等」という。）が、正当な理由がないのに、「番号」に係る個人情報記録されたデータベースを提供した行為
- (2) 行政機関の職員等が、正当な理由がないのに、その業務に関して知り得た「番号」に係る個人情報を提供し、又は盗用した行為
- (3) 行政機関、地方公共団体又は関係機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で、「番号」に係る個人情報が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集した行為
- (4) 前記第2の5に違反して電子計算機処理等に関する秘密を漏らした者

(注) 上記(1)～(3)の罰則については、それぞれ、行政機関個人情報保護法第53条～同法第55条に規定される罰則より法定刑を引き上げることを検討する。

2 行政機関の職員等以外も主体となり得るもの

- (1) 「番号」を取り扱う事業者若しくはその従業者等又は受託業務(再委託、再々委託等におけるものを含む。)の従事者等(以下「『番号』を取り扱う事業者等」という。)が、正当な理由がないのに、「番号」に係る個人情報記録されたデータベースを提供した行為
- (2) 「番号」を取り扱う事業者等が、正当な理由がないのに、その業務に関して知り得た「番号」に係る個人情報を提供し、又は盗用した行為
- (3) 詐欺等行為又は管理侵害行為(不正アクセス行為等その他の保有者の管理を害する行為をいう。)により、「番号」に係る個人情報を取得した者
- (4) 「番号」を取り扱う事業者が保有する「番号」に係る個人情報ファイル又はデータベースに虚偽の記録をした者(注1)(注2)
- (5) 前記第6の2(7)による委員会の命令に違反した者
- (6) 前記第6の2(3)による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒むなどし、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(注1) 番号法(仮称)においても、原則として、刑法総則の規定が適用されることから(同法第8条)、罪を犯す意思(故意)がない場合は処罰されない(同法第38条第1項)。

(注2) 行政機関等が保有する「番号」に係る個人情報ファイル又はデータベースに対する虚偽記録については、刑法の虚偽公文書作成罪(同法第156条)、公的電磁的記録不正作出罪(同法第161条の2第2項)等により対処可能である。

3 委員会の委員長等に対する守秘義務違反

委員会の委員長、委員又は職員等が職務上知り得た秘密を漏らした行為

(注) 国家公務員法上の守秘義務違反より罰則を引き上げること検討する。

第8 死者の識別情報

行政機関、地方公共団体、関係機関又は「番号」を取り扱う事業者が、「番号」に係る死者の識別情報を、保存年限の規定等により保存している場合には、個人情報と同等の安全管理措置を講ずるものとする。